

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・株式会社カワチ薬品

（変更前）代表取締役 河内 良三郎

（変更後）代表取締役 河内 伸二

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

・アークランドサカモト株式会社

（変更前）三条市大字上須頃445番地

（変更後）三条市上須頃445番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社高崎戸田書店ほか3者

（変更後）株式会社戸田書店ほか3者

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社カワチ薬品

（変更前）代表取締役 河内 良三郎

（変更後）代表取締役 河内 伸二

3 変更年月日

2 (1) 及び(4)に関する変更 平成15年6月12日

2 (2)に関する変更 平成20年1月1日

2 (3)に関する変更 平成22年3月31日ほか

4 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者の氏名が変更になったため。

5 届出年月日

平成24年11月15日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成24年11月27日から平成25年3月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp